

第二十四回 帝國議會 貴族院議事速記録第十一號

明治四十一年三月三日(火曜日)

午前十時四分開議

議事日程 第十一號 明治四十一年三月三日

午前十時開議

第一 堀之内庄右衛門君請暇ノ件

第二 北海道國有未開地部分法改正法律案(政府提出)

第一讀會

第三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第四 軍人恩給法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第五 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第六 沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅
ニ關スル法律案(政府提出衆)

第一讀會

第七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第八 沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案(政府提出衆)

第一讀會

第九 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第十 酒母、醪及麴取締法中改正法律案(政府提出衆)

第一讀會

第十一 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第十二 煉乳原料砂糖戻稅法案(政府提出衆)

第一讀會

第十三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第十四 地方稅制限ニ關スル法律案(政府提出衆)

第一讀會

第十五 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第一讀會

第十六 事業公債條例中改正法律案(政府提出衆)

第一讀會

第十七 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出衆)

第一讀會

第十八 陸海軍召集諸費繕替支辨ニ關スル法律案(政府提出衆)

第一讀會

院送付
案(議院送付)

第十九 鐵道敷設法中改正ノ請願

第二十 煙草葉數查定廢止ノ請願

第二十一 長崎地方裁判所平戸支部裁判事務復舊ノ請願

第二十二 郵便局再設ノ請願

第二十三 電信事務開設ノ請願

第二十四 煙地地租特免ノ請願

第二十五 賣藥稅法改正ノ請願

第二十六 越羽海岸鐵道酒田新庄間鐵道速成ノ請願

第二十七 鐵道速成ノ請願

第二十八 洗造稅法改正ニ關スル請願

第二十九 新潟縣高田區裁判所出張所新設ノ請願

第三十 登錄稅法中一部除外ノ請願

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

[河井書記官朗讀]

從四位伯爵大木遠吉君
正五位伯爵松平賴壽君

去月二十八日伯爵議員補闕選舉ニ當選セラル

同日本院ニ於テ議決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨

ヲ衆議院ニ通知セリ

學校及圖書館資金所屬土地賣却代金ヲ一般會計ニ繰入ルル件ニ關スル法

律案

軍艦水雷艇補充基金組入ニ關スル法律案

同日本院ニ於テ否決シタル左ノ衆議院提出案ハ本院ニ於テ第二讀會ヲ開カ

サルコトヲ議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中改正法律案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

事業公債條例中改正法律案可決報告書

臺灣事業公債法中改正法律案可決報告書

陸海軍召集諸費繕替支辨ニ關スル法律案可決報告書

同二十九日政府ヨリ軍人恩給法中改正法律案ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ左ノ同院提出案ヲ受領新
案及商標保護ニ關スル法律案ヲ受領セリ

同日衆議院ヨリ左ノ同院提出案ヲ受領セリ
裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律案

昨二日委員長ヨリ鐵道敷設法中改正法律案可決報告書ヲ提出セリ

○議長(公爵徳川家達君) 去ヌル二月二十八日當選セラレマシタ、大木伯爵、
松平伯爵ノ部屬ハ先例ニ依リマシテ抽籤ヲ省略シテ大木伯爵ヲ第三部ニ、松
平伯爵ヲ第九部ニ編入シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、又兩伯爵ノ席次ハ著席ノ
所ニ確定イタシマシタカラ左様御承知ヲ請ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程第一、堀
之内庄右衛門君請暇ノ件、是ハ病氣ニ付キ本日ヨリ十六日マデノ請暇デアリ
マス、許可ヲ致シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第二、北海道國有未開地處分法改正法律
案、政府提出、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

北海道國有未開地處分法改正法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治四十一年二月二十六日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
司法大臣兼
松田 正久

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ徵フ〕

北海道國有未開地處分法

第一條 北海道國有未開地ノ處分ハ本法ニ依リ北海道廳長官之ヲ行フ

第二條 土地ノ賣拂ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内ニ其ノ土地ニ關

スル事業ヲ成功スヘキ者又ハ素地ノ儘使用セムトスル者ニ對シ之ヲ行フ

第三條 自ラ耕作ヲ爲サムトスル者ノ爲土地ノ區域ヲ限り特定地ヲ設置ス

特定地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ貸付シ成功ノ後之ヲ付與ス

第四條 公用又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供セムトスル土地ハ之ヲ付

與シ又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第五條 素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償又ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第六條 賣拂ヒ又ハ貸付スヘキ地積ノ制限並賣拂及貸付ノ方法ハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム

第七條 民有地トノ交換ハ價額稍相均シキモノニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得

第八條 賣拂ヲ爲ス土地ニ關スル事業ノ成功期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得

ス

第九條 土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得

一 無償貸付

二十年

二 有償貸付

十五年

第十條 前二條ノ期間ハ植樹又ハ泥炭地ノ使用ニ限リ特ニ二十年迄之ヲ延

長スルコトヲ得

第十一條 天災其ノ他避々カラサル事故ニ因リ豫定ノ期間内ニ事業ヲ成

功スルコト能ハサル者ニ對シテハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ延長期間ハ通シテ豫定期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得

第十二條 土地ノ貸付ヲ受ケタル者ノ權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得斯但シ行

政廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ其ノ貸付處分ヲ取消スコトヲ得

第十三條 賣拂又ハ貸付ヲ受ケタル者ノ權利ヲ取得シタル者バ本法ニ依ル

内務大臣 原敬

第十四條 土地ノ賣拂又ハ第三條第二項ニ依ル貸付ヲ受ケタル者法令ノ規定又ハ豫定ノ事業方法ニ違反シタルトキハ其ノ賣拂又ハ貸付ノ處分ハ之ヲ取消スヘシ但シ賣拂代金ハ之ヲ還付セス

前項ノ場合ニ於テ拓殖上又ハ土地整理上支障ナシト認ムルトキハ其ノ成

功地ノ一部又ハ全部ヲ付與スルコトヲ得

第十五條 左ノ場合ニ於テハ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ルモノヲ除クノ外貸付又ハ付與ノ處分ヲ取消スヘシ但シ借地料ハ之ヲ還付セス

一 第四條又ハ第五條ニ依リ無償ニテ貸付シタル土地ニシテ一年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

二 第四條又ハ第五條ニ依リ付與又ハ有償ニテ貸付シタル土地ニシテ二年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

第十六條 貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必要アルモノハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ物件アルトキハ所有者ノ請求ニ因リ評定ノ上移轉料ヲ辨償シ又ハ評定價額ヲ以テ之ヲ買收シ且土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ハ之ヲ辨償ス但シ第三條第二項ニ依リ貸付シタル土地ノ評定價額其ノ土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ヨリ多キトキハ其ノ價額ニ依リテ辨償ス

前項ノ處分ニ要スル費用ハ返還地ノ使用ヲ爲スヘキ者ニ於テ之ヲ負擔スヘシ第十七條 自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シ又ハ賣拂、貸付若ハ付與ノ處分ノ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ニ於テ行政廳ノ指定スル期間内ニ之ヲ除去スヘシ其ノ除去セラレタルモノハ國ノ所有ニ歸ス

第十八條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ルニ非スシテ貸付地ヲ返還シ又ハ貸付若ハ付與ノ處分ノ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ伐採シタル樹木アルトキハ其ノ相當代價ヲ辨償セシム

第十九條 民有ト爲リタル土地ニ對スル地租ハ事業成功期間滿了ノ翌年ヨリ起算シ十年ノ後ニ非サレハ之ヲ賦課セス但シ素地ノ儘使用スル土地又ハ交換若ハ第四條、第十四條第二項ニ依リ付與シタル土地ニ對シテハ民有ト爲リタル翌年ヨリ起算ス

第二十條 土地ノ賣拂又ハ付與ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登

記又ハ登錄ノ申請ヲ爲ストキハ其ノ登錄税ヲ免除ス

前項ノ登記ノ申請ヲ爲ス者ハ其ノ申請書ニ本法ニ依リ處分セラレタル土地タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第二十一條 拓殖上又ハ土地整理上必要アル場合ニ於テハ既ニ開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト雖本法ニ依リ處分スルコトヲ得

第二十二條 賣拂、貸付又ハ付與ノ處分ノ取消アリタルトキハ其ノ土地ニ付登記シタル所有權以外ノ權利ハ消滅ス

第二十三條 賣拂ヒ又ハ付與シタル土地ノ返還ヲ命シタルトキハ行政廳ハ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登記官吏ハ通知ノ事項ヲ登記用紙中甲區事項欄ニ記載シ不動產ノ表示、表示番號及登記番號ヲ朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第二十四條 第十四條第一項又ハ第十五條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條ノ期間ハ舊法ニ依リ付與又ハ貸付シタル土地ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シテ第十五條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

舊法第三條第一項ニ依リ貸付シタル土地ハ之ヲ本法ノ特定地ト看做ス舊法ニ依リ付與シタル土地ノ免租期間ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ其ノ期間本法施行ノ日ヨリ起算シ十年ヲ超ユルモノハ之ヲ十年ニ短縮ス

〔政府委員吉原三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(吉原三郎君) 内務大臣ガ未ダ出席ガゴザイマセヌノデ私ヨリ本案提出ノ理由ヲ申上ゲヤウト考ヘマス、北海道國有未開地處分法ハ現行ノ分ハ法律ガ制定イタサレマシテカラ、既ニ十餘年……十年バカリ經過シテ居リマスルガ、其中ニ北海道ノ拓殖ノ事情が段々變ッテ參リマシタノデ、現行ノ制度ニ於キマシテ適實ナラヌ事柄ガゴザイマスルノデ、乃チ此改正案ヲ提出イタシマシタ次第ゴザイマス、宜シク御審査アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ御質問モ無イト認メマスカラ次ノ議事日程ニ

移リマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第三、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、特別委員ハ議長指名デ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第六、沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

「東久世書記官朗讀」

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第四、軍人恩給法中改正法律案、政府提出、第一讀會
勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

軍人恩給法中改正法律案
右

明治四十一年二月二十九日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

陸軍大臣子爵寺内正毅
海軍大臣男爵齋藤實

軍人恩給法中改正法律案

軍人恩給法中改正ス

第二十二條中但書ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ前條ニ當ルトキ及韓國沿岸ノ航海ニハ之ヲ適用セス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵齋藤實君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵齋藤實君) 本案ハ帝國ノ艦艇ガ教育訓練等ノ爲ニ韓國ノ沿岸ニ航行イタシマスコトガ頻繁ニナリマシタニ付イテ、他トノ權衡上、日本ノ沿岸ト變リナイ狀態ニナリマシタカラ、恩給年加算ノ恩典ニ浴セシムルノ必要ナシト云フコトヲ提出イタシマシタ次第デゴザイマス、御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 別ニ御質問モ無イト認メマスカラ、次ノ議事日程ニ移リマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第五、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、特別委員ハ議長指名デ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第六、沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

「東久世書記官朗讀」

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第六、沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ關スル法律案、右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十一年二月二十七日

貴族院議長公爵徳川家達殿
衆議院議長 杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ關スル法律案

第一條 沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於テハ酒造税法第四條ニ依ル
造石稅ハ當分其ノ三分ノ一トス

第二條 東京府小笠原島伊豆七島ニ於テ製造シタル酒類ハ之ヲ帝國內ノ他ノ地方ニ移出スルコトヲ得ス犯ス者ハ其ノ石數ニ應シ酒造税法第四條ノ
稅率ニ從テ算出シタル稅額五倍ノ罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得
ス

前項ノ酒類及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第三條 舊慣ニ依ル沖繩縣酒造免許稅ハ自今之ヲ徵收セス

第四條 舊慣ニ依リ酒造ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本法施行後引續キ酒類ヲ製造スルモノハ酒造税法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス
前項ノ製造者ニハ當分酒造税法第五條第二項ノ規定ヲ適用セス

附 則

本法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員水町袈裟六君演壇ニ登ル〕

○政府委員(水町袈裟六君) 此第六ノ日程ニアリマス沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ關スル法律案、是ハ元來、稅法整理案ノ全體ノ

中ノ一部ニ當リマス案デゴザイマスルガ、先キゴロ既ニ兩院ヲ通過イタシテ
居リマスル增收ニ係リマス所ノ稅法、其中ノ一ノ酒造稅トノ關係上最モ急ヲ

要シマスル所ノ改正案デゴザリマシテ、酒造稅法ニ依リマスルト、清酒ハ一

石二十圓ト稅率ガ改正ニナリマシタ、同時ニ酒造稅法ノ附則ノ沖繩縣其他ニ

ハ酒造稅法ヲ適用シナイト云フ箇條ガ削除ニナッテ居リマス、其儘ニ致シテ

置キマスルト二十圓ノ稅ガ直ニ沖繩縣其他ニ於キマシテモ適用サルト云フ

コトニナリマシタ、沖繩縣等ノ如キ島地ニ對シマシテ其稅率ヲ適用シマスル

ト云フコトハ當ヲ得ナイト考ヘマスル事情モゴザイマスカラ、ソレデ此御手

許ニ廻ツテアリマスル案ノ通リニ、率ヲ約三分ノ一バカリノ率ニ下グマシテ、

ソレヲ適用スルト云フ趣意ノ案デゴザイマス、是ハ既ニ決定済ノ酒造稅增率

ノ改正案ノ施行セラルルト同時ニ施行セラルルコトヲ要シマスル所ノ案デゴ

ザイマスルカラ、衆議院ノ稅法整理ニ關シマスル委員會ニ特ニ相談ヲシマシ

テ、急ニ當院ニ送付イタシマスルヤウニナリマシタモノデゴザイマス、宜シ

ク御審議ヲ御願ヒ申シマス、序デナガラ此日程ノ八、十、十二、十四デゴザイ

マス、是マデハ總テ稅法整理案ト稱シマス中ノ一部ニナッテ居リマスデゴザ

イマス、デ是ハ幸ニ問題モ簡單ナモノデゴザイマスシ、又事實ノ方ハ總テ急

ヲ要シマスモノバカリデゴザイマシテ、衆議院ノ方ノ委員會ニ於キマシテモ

幸ニ速ニ決定ノ出來マシタモノデゴザイマスカラ、是ダケノ分ヲ引抜キマシ

テ、決定ニ隨ウテコチラノ方へ御廻シスルヤウニナリマシタモノデゴザイマ

スカラ、此段ハ序デナガラ申上ゲテ置キマス

○議長(公爵德川家達君) 別ニ御質問モ無イト認メマスカラ次ノ議事日程ニ

移リマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第七、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉

○子爵曾我祐準君 本委員ハ他ノ次ノ四案ト合シテ五案、同一委員ニ付託セラレタイト云フ希望ヲ以チマシテ、本案ノ委員ヲ十八名ニ相成リタク考ヘマス、而シテ其選舉ハ議長ニ御委託申シタイ、左様ニ考ヘマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス

○伯爵正親町實正君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 曾我子爵ノ委員ノ數ハ十八名、其委員ハ議長指名、曾我子爵ノ動議ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案

明治四十一年二月二十七日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長 杉田 定一

○政府委員水町袈裟六君演壇ニ登ル

沖繩縣酒類出港稅則中左ノ通改正ス

沖繩縣酒類出港稅則中左ノ通改正ス

第一條中「第四條ノ稅率ニ依リ」ヲ「第四條ニ依ル造石稅ノ三分ノ二ノ」ニ改ム

附 則

本法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ酒造稅法及明治四十一年法律第

號ニ依リ造石稅ヲ課セラレサル酒類ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

○政府委員水町袈裟六君演壇ニ登ル

○政府委員(水町袈裟六君) 是モ極ク簡單ナ改正案デゴザイマシテ、詣リ酒

造稅法ヲバ沖繩縣ニ施行シマスヤウニナリマシタ結果、此改正ヲ要スルヤウニナリマシタ譯デゴザイマス、此率ノ立テ方其他ニ付キマシテハ委細、委員會ニ於キマシテ申上ゲル積リデゴザイマス、大體ハ酒造稅法ヲ沖繩縣ニ施行スル結果ト致シマシテ、已ムヲ得ズ此改正ヲ要スルヤウニナッタノデアリマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第九ニ移リマス、曾我子爵ニ伺ヒマスガ、

先刻ノ曾我子爵ノ動議ハ議事日程ノ第六、第八、第十、第十二、第十四、是ダケ
ノ法案ヲ同一委員ニ付託シタイト云フ動議ト心得テ宜シウゴザイマスカ
○子爵會我祐準君 左様デゴザイマス
○議長(公爵德川家達君) 先刻ノ曾我子爵ノ動議ガ可決セラレマシタカラ議
事日程ノ第九、第十一、第十三、第十五ハ諸君ニ御諮リスル必要ガ無イト考ヘ
マスカラ左様御承知ヲ願ヒマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十、酒母、醪及麴取締法中改正法律案、
政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

酒母、醪及麴取締法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十一年二月二十七日

衆議院議長 杉田 定一

貴族院議長公爵德川家達殿

酒母、醪及麴取締法中改正ス

第九條 免許ヲ受ケヌシテ酒母、醪若ハ麴ヲ製造シタル者又ハ第七條若ハ

第八條ニ違反シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ製造
ニ係ル酒母、醪又ハ麴及其ノ容器、器具、器械ヲ沒收ス

前項ノ酒母、醪ハ濁酒ト看做シ酒造稅法ニ依リ其ノ總石數ニ對シ直ニ造

石稅ヲ徵收ス

第十八條ノ二 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル酒母、醪又ハ麴ハ之

ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯ス者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰

金ニ處シ仍其ノ酒母、醪又ハ麴及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハ
ス之ヲ沒收ス

第二十二條ヲ削ル

附 則

本法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員水町袈裟六君演壇ニ登ル〕

○政府委員(水町袈裟六君) 本案モ酒造稅法ノ此度ノ改正ノ結果、必要トナ
リマシタ所ノ改正案デゴザイマシテ、實ハ年來、此酒母、醪、麴、之ニ關シマ
ス取締ノ必要ハ認メテ居リマシタノデゴザイマスガ、此度酒造稅法ノ改正ニ
ナリマス結果ト致シマシテ、更ニ其必要ガ增加イタシマシト考ヘマシテ、
本案ヲ提出スルヤウニナリマシタ譯デアリマス、此各條ノ説明ハ大分煩雜ニ
瓦リマス所モゴザイマスカラ、是ハ總テ委員會デ申上グルコトニ致シマス

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十二ニ移リマス、煉乳原料砂糖戻稅法
案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

煉乳原料砂糖戻稅法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付
候也

明治四十一年二月二十七日

衆議院議長 杉田 定一

貴族院議長公爵德川家達殿

〔一ノ削除ノ符號〕

煉乳原料砂糖戻稅法

第一條 政府ノ承認ヲ得テ砂糖色相和蘭標本第十五號以上ノ砂糖ヲ煉乳製
造ノ原料ニ使用シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ニ相當スル金額

ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

使用後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第二條 前條ニ依リ金額ノ下付ヲ請求セムトスル者ハ申請書ニ消費稅ヲ納
付シ又ハ擔保ヲ提供シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第三條 収稅官吏ハ第一條ニ依リ承認ヲ與ヘタル砂糖ヲ使用スル場所ニ就
キ原料、製品、器具、器械及帳簿書類ヲ検査シ其ノ他監督上必要ト認ムル
處分ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ明治四十四年七月十六日限其ノ效力ヲ失フ

〔政府委員水町袈裟六君演壇ニ登ル〕

貴族院議長公爵徳川家達殿

○政府委員(水町袈裟六君) 本案モ矢張リ砂糖消費税ノ増加ニナリマシタ結果、外國輸入品ト對抗スルニ付キマシテ多少苦痛ヲ感ズルヤウニナツテ居リマシタカラシテ、是非ザイマスノニ、更ニ此度砂糖税ヲ増徴スルコトニナリマシタカラシテ、是非トモ此戻税法ヲ作リマセヌケレバ殆ド輸入品トノ對抗モ出來ヌコトニ陷ラヌトモ限ラズ、内地ノ生産上ニ遺憾ナル結果ヲ生ズルト云フ氣遣ガゴザイマス

カラ、矢張リ砂糖税増徴ノ自然ノ結果ト致シマシテ、本案ヲ提出スルヤウナ譯ニナリマシタノデゴザイマス、宜シク御審議アラムコトヲ…

○田中芳男君 チヨット質問シタウゴザイマス、是ハ衆議院ノ方デ修正ニナテ居リマスガ、其理由ヲドウカ御辯明ヲ願ヒマス

〔政府委員水町袈裟六君演壇ニ登ル〕

○政府委員(水町袈裟六君) チヨット甚ダ相濟ミマセヌデゴザイマスガ、御質問ノ要ハ「四十二年」ト原案ニナツテ居ッタノヲバ「四十一年」ト衆議院デ修正ヲ致シタ、ソレニ付イテノ御質問デスカ

〔田中芳男君「左様デス、ソレヲドウゾ」…ト述フ〕

實ハ此四十二年ト原案ニ致シテアリマシタノデゴザイマスルケレドモ砂糖税ノ増徴ガ本年度ヨリ行ハルル様ニナリマシタカラシテ、寧ロ四十一年ヨリ施行イタシマスルコトニナル方ガ此法律ノ目的ヲ達スルニ適當スルノデアラウ、斯ウ云フ趣意カラシテ修正ヲ加ヘラレルヤウニナツタノデゴザイマシテ、之ニ付キマシテハ政府モ全ク賛成ヲ表シテ置キマシタノデゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十四ニ移リマス、地方稅制限ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔東久世書記官朗讀〕

地方稅制限ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治四十一年二月二十七日

衆議院議長 杉田 定一

地方稅制限ニ關スル法律案

〔小字ハ修正、——ハ削除ノ符號〕

第一條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以内ノ地租附

加稅又ハ段別割ヲ課スルノ外土地ニ對シテ課稅スルコトヲ得ス

一 北海道、府縣、沖繩縣ノ區及間切島

附加稅ノミヲ課スルトキ 地租百分ノ二十五

段別割ノミヲ課スルトキ 一段步ニ付 每地目平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ其ノ地目ノ

地租額百分ノ二十五ト附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

二 其ノ他ノ公共團體

附加稅ノミヲ課スルトキ 地租百分ノ十五

別段割ノミヲ課スルトキ 一段步ニ付 每地目平均金四十錢

附加稅及段別割ヲ併課スル場合ニ於テハ段別割ノ總額ハ其ノ地目ノ

地租額百分ノ十五ト附加稅額トノ差額ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以内ノ營業稅附

加稅ヲ課スルノ外營業稅ヲ納ムル者ノ營業ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

一 北海道、府縣

營業稅百分ノ十

二 其ノ他ノ公共團體

營業稅百分ノ十五

所得稅百分ノ十五

二 其ノ他ノ公共團體

所得稅百分ノ十五

第三條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以内ノ所得稅附

加稅ヲ課スルノ外所得稅ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

一 北海道、府縣

所得稅百分ノ十五

二 其ノ他ノ公共團體

所得稅百分ノ十五

第四條 府縣費ノ全部ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テハ市ハ前三條ノ市稅制

限ノ外其ノ分賦金額以内ニ限リ府縣稅制限ニ達スル迄課稅スルコトヲ得ス

府縣費ノ一部ヲ市町村ニ分賦シタル場合ニ於テハ市町村ハ前三條ノ市町

村稅制限ノ外其ノ分賦金額以内ニ限リ課稅スルコトヲ得但シ府縣費ノ賦

課額ト市町村ノ賦課額トノ合算額ハ府縣稅ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス

第五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ内務大臣ノ許可ヲ受ケ第一條

乃至第三條ノ制限ヲ超過シ其ノ十分ノ四以内ニ於テ課稅スルコトヲ得
左ニ掲タル場合ニ限り特ニ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケ前項ノ制限ヲ超過シテ課稅
過シテ課稅スルコトヲ得

一 内務大藏兩大臣ノ許可ヲ受ケテ起シタル負債ノ元利償還ノ爲費用ヲ

要スルトキ

二 非常ノ災害ニ因リ復舊工事ノ爲費用ヲ要スルトキ

三 水利ノ爲費用ヲ要スルトキ

四 傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

前二項ニ依リ制限ヲ超過シテ課稅スルハ第一條乃至第三條ニ定メタル各

稅目ニ對スル賦課カ各其ノ制限ニ達シタルトキニ限ル

前三項ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本法ノ規定ハ特ニ賦課率ヲ定メタル特別法令ノ適用ヲ妨ケス

附 則

本法ハ明治四十一年度ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中地方稅ノ制限ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

〔政府委員吉原三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(吉原三郎君) 地方稅制限ニ關スル法律案ヲ提出イタシマシタル理由ヲ一言申上ゲマスルガ、御承知ノ如クニ非常特別稅法ニ於キマシテ地方ノ課稅ニ嚴格ナル制限ヲ加ヘテゴザイマシタガ、非常特別稅法ハ永久ノ法律ニナリマシタ、テ戰後ニ於キマシテモ依然、地方稅ノ制限ヲ加ヘテ置キマスルト、實際地方ニ必要ナル事業ヲ致シマスルニ付イテ、或ハ天災其他ニ於テ已ムベカラザル場合ニ於キマシテモ非常ニ困難ナルモノデ、是ニ幾分ノ制限ヲ緩メルト云フコトニ致シタイト云フノデ、本案ヲ提出イタシマシタル次第デゴザイマス、チヨット此法文ヲ御覽ニナリマスルト、却ツテ現在ヨリハ窮

タカノ様ニ見エマスルガ、是ハ增稅ヲ籠メテノ二十五デアリマスルカラ、從

前ノ五十ニ對スルト僅ニ殖エテ居ルト申シマシタ積リデアリマス

ス、即チ前ノハ百分ノ五十ガ二十五トナリマシタカラ、此上カラ見ルト減ジ

タカノ様ニ見エマスルガ、是ハ增稅ヲ籠メテノ二十五デアリマスルカラ、從

前ノ五十ニ對スルト僅ニ殖エテ居ルト申シマシタ積リデアリマス

○西村亮吉君 尚ホ御尋ネシマス、唯今ノ辯明デ分リマシタガ、此第五條ノ

一、二、三、四、是ハ内務大藏兩大臣ノ許可ヲ得レバ無制限ニ課ケテモ宜イヤウニ見エマスガ、是ガ加ハッテモ格別地方ノ負擔ト云フモノガ重イモノニハナラヌト云フ御考デアルカ、其邊ヲ、チヨット内務大臣ノ御答ヲ伺ヒタイ

〔國務大臣原敬君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(原敬君) 唯今西村君ノ御質問ハ第五條ノ一、二、三、四ニ付イテ

ノ御尋ネデアリマシタカ

○西村亮吉君 二ト四デゴザイマス、是ガ非常ナ課稅ニナラウト思フノデア

リマス

○西村亮吉君 左様デゴザイマス

○國務大臣(原敬君) 此三ハ「水利ノ爲費用ヲ要スルトキ」トアリマス、是デ

付キマシテハ非常特別稅法デモ制限ヲ超エテ課スルコトガ出來ル様ニナッテ

居リマス、ソレカラ此四ハ傳染病豫防ノ爲デアリマスガ、是ハ衆議院ニ於ケル

修正デアリマス、是ハ少シ同意イタシ兼ネテ居ルノデアリマスガ、併シ絶對

○西村亮吉君 チヨット質問ヲシタウゴザイマス、此第五條ノ二項ニ「左ニ掲

ニ反対ヲ唱ヘル程ノコトトモ認メテ居リマセヌ

○江木千之君 少シク質問ヲ致シタイコトガゴザイマス、此地方稅制限ニ關スル法案ハ即チ國稅ノ附加稅ニ關スル制限デアリマスルガ、其根本タル國稅ノ諸法ニ付イテハ唯今、整理案ガ衆議院ニ出テ居リマスル様ニ思ヒマスルガ是ハ衆議院ニ於テ此改正案ヲ活カスカ漸スカ未ダ判然シナイ様ニ考ヘマスガ今此國稅ノ附加稅ニ制限ヲスルニ付イテハ「聽取シ難シ」如何ナルモノデアリマセウカ

〔國務大臣原敬君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(原敬君) 唯今、江木君ノ御質問ハ少シ聽取リ兼ネマシタガ、ドウ云フ風ナコトデアリマシタカ
○江木千之君 地租、ソレカラ所得稅營業稅等ニ付イテハ整理案トシテ改正案ガ唯今衆議院ニ提出ニナツテ居ルト思ヒマス、其本ガ決マリマセヌト、之ニ附帶ヘル所ノ附加稅ノ制限ト云フモノハ議シヤウガ無カラウト考ヘルノデアリマス、茲ニ本稅ガ二十ト決マレバ其百分ノ一ハ二デアルシ、十ト決マレバ其百分ノ一ハート云フ數ニナル、即チ倍カラノ違ヒデアル、等シク百分ノ一ト申シテモ人民ノ負擔ハ非常ナ違ヒガアル、若シ本稅ガ輕キ決マリマシタナラバ、政府ガ制限ヲ緩メヤウトセラル所ノ目的ヲ達スルコトハ出來ナイ譯ニナルノデアル、詰リ本ガ決マラネバ議シヤウガ無イデハナイカト云フ御尋ネデアリマス

○國務大臣(原敬君) 唯今ノ御質問ニ御答へ致シマスガ、衆議院ニ於テ目下

審査中ニアリマスル謂ハユル稅法整理案ト申シマスモノニ關係ヲ致シタ御質問ト思ヒマスガ、地租ニ付キマシテハ整理案ノ分ト何等ノ關係ヲ有ツテ居ラヌト考ヘマス、且ツ整理案ニ於キマシテモ地租ハ別段ノ異動ハ無カラウカト察シテ居リマス、且ツ此地租ノ附加稅ニ付キマシテハ既ニ昨年提出イタシマシタ案デアリマシテ、是ハ稅法整理ノ方ト同時ニ今回ハ調査ニナッタ案デハアリマスケレドモ、其性質ニ於テハ昨年既ニ單行法トシテ提出イタシタコトデアリマシテ、アノ方ノ案トハ直接ノ關係ヲ有ツテ居ラヌノデアリマス

○江木千之君 尚ホ伺ヒマスルガ、唯今ノ御答ニ依ツテ見マスレバ、衆議院

デモ多分改正案デモ……改正案ノヤウニ決マルデアラウト云フ御答ヘデアリ

マスガ、衆議院ハ如何ニ決メルカ知レマセヌ、加之改正案ハ本院ニモ廻ツテ

來ナクテハナラス、本院ニ於テハ又本院ノ見ル所ガアラウト思ヒマス、政府

ガ提出セラルル案ガ兩院トモ必ズ其通リニ決マルデアラウト云フ想像ハ付カ

ヌノデアリマス、斯ノ如キ想像ヲ以テ之ヲ議スルト云フコトハ殆ド出來得ラレスコトデハナイカト考ヘルノデアル、且ツ昨年此案ヲ提出セラレタト言ハレマスガ、昨年ノ案ハ本稅ノ改正ハ出テ居ラヌノデアル、本稅ハ非常特別稅其儘ノ稅率ヲ押ヘテ、サウシテ此附加稅ノ制限案ガ出タト云フ譯デアル、昨年ト本年ト全ク趣ガ異ツテ居リマス、之ヲ議スルニハドウカ今少シ明瞭ナ御答ヲ得タイト思ヒマス

〔國務大臣原敬君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(原敬君) 唯今江木君ノ御質問デアリマシタガ、御質問ハ斯ウ云フコトト解釋イタシタンデアリマス、地租ハドウ決マルカ分ラヌノニ地租ノ附加稅ヲ決メルコトハムヅカシイト云フ御趣意ノヤウニ承ハリマシタガ、果シテ然リトシマスレバ……

○江木千之君 地稅、營業稅等、總テデス

○國務大臣(原敬君) 營業稅ノ方ハ兎ニ角地租ノ方ニ付イテハ、別段整理案中ニ地租ノ增減案ハ出テ居リマセヌ、宅地價ノ增減ハ出テ居リマスガ、是ハ如何ニ審査セラルルカ、目下審査中デ豫測スルコトハ出來マセヌガ、地租ニ付イテハ別段、整理案ニ關係ヲ有ツテ居ラヌノデアリマス、整理案中ニ地租ノ増減ノコトハ無イト思ヒマス、之ニ關係セズニ附加稅ハ決定ガ出來ルト思ヒマス

○江木千之君 是ハ提出ニナツテ居ル所ノ議案ヲ一見スレバ明瞭ニ分ルト思ヒマス、唯今單行法デ非常特別稅法ニ於テ三箇ヲ增シテ居リマス、地租條例ニ於テ二箇半トナツテ居リマス、之ヲ合セテ五箇半ニスルト云フコトハ殆ド政府ガ提出セラレタ改正ニ載ツテ居ルト考ヘマス、果シテソレガ案ニ載ツテ居ル以上ハ、是ハ改正案デ其改正ヲ議スベキモノデアル、現在ノ通リニ議會ガ据置クカ否ヤハ別問題デアリマスガ、議シ得ラルルモノニナツテ居ル以上ハ、之ニ付イテ如何ニ議スルカハ會議ニ上ボツタ上デナケレバ分ラスト思ヒマス、ソレデ詰リ此制限ニ關スル法案ハ本稅ヲ決メタ上、少クトモ本稅ヲ議スルト同時デナケレバ議スルコトハ出來得ラレヌ譯デアルカト考ヘマス、先刻モ申シマシタ如ク、本稅ガ二十トナルカ十トナルカ決マラヌノデアル、ソレデ等シク百分ノトシマシテモ本稅ノ高ニ依ツテハ非常ノ相違ヲ生ズル、其相違ニ依ツテ重クナレバ人民ハ非常ナ重イ負擔ヲシナケレバナリマセヌシ、輕クナレバ政府

ガ制限ヲ緩メヤウト云フ目的ヲ達スルコトハ出來ヌノデアル、本ガ決マラヌ

ノニ之ヲ議スルコトハ出來ヌデハナイカト御尋ネヲスルノデアリマス且ツ改
正案ハ地租ニ付イテハ唯今地租條例ト特別稅法ヲ廣ク分ケルコトニナッテ居リ
マスガ、今度ノ改正案ニ付イテハ之ヲ束ネテ五箇半トスレバ（聽取シ難シ）：

○議長（公爵徳川家達君） 議事日程第十六ニ移リマス、事業公債條例中改正
法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、大原伯爵

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

事業公債條例中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十一年二月二十八日

右特別委員長

伯爵大原重朝

貴族院議長公爵徳川家達殿
〔伯爵大原重朝君演壇ニ登ル〕

○伯爵大原重朝君 唯今議題トナリマシタ事業公債條例中改正法律案、委員
會ノ審査ノ模様ヲ御報告イタシマス、此條例ハ明治三十九年ニ制定ナレテ事
業ノ爲ニ公債ヲ募ルト云フ條例デアリマシテ、其以來度々改正ガゴザイマシ
タ、其改正ハ詰リ金額ヲ殖ヤスト云フ改正案デゴザイマス、又此度モ同様ニ其
改正ヲ求メラレタンデゴザイマス、デ唯今ノ法定額ハ一億八千五百萬圓デゴ
ザイマスルガ、ソレヲ千八百五十萬圓ヲ増シマシテ二億三百五十萬圓トシタ
イト云フ案デゴザイマス、質問モ多々ゴザイマシタガ、結局事業ノ爲ニ必要
ナモノデアルト云フコトヲ全會一致ヲ以テ決了イタシマシタ、此段御報告申
上ダマス

○議長（公爵徳川家達君） 別段御發言モ無イト認メマスカラ採決イタシマス

○伯爵大原重朝君 唯今報告イタシマシタ通リノ簡單ナ案デゴザイマスカ
ラ、異議ガゴザイマセヌナレバ、讀會省略ヲ以テ確定議トナラムコトヲ希望
イタシマス

○伯爵柳原義光君 贊成

○伯爵正親町實正君 贊成

○伯爵萬里小路通房君 贊成

「其他」贊成ト呼フ者多シ

○議長（公爵徳川家達君） 大原伯爵ノ讀會省略ノ動議ニ定規ノ贊成者ガアツ
タト認メマス、大原伯爵ノ動議ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長（公爵徳川家達君） 三分ノ二以上ト認メマス

○議長（公爵徳川家達君） 原案特別委員長ノ報告通リテ御異存ゴザイマセヌ
カ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君） 議事日程第十七、臺灣事業公債法中改正法律案、
政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告

臺灣事業公債法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十一年二月二十八日

右特別委員長

伯爵大村純雄

貴族院議長公爵徳川家達殿
〔伯爵大村純雄君演壇ニ登ル〕

○伯爵大村純雄君 唯今議題ト相成リマシタル臺灣事業公債法中改正法律案
ニ付キマシテ委員會ノ經過及結果ヲ御報告イタシマス、此特別委員ハ去ル二
十一日ニ委員長副委員長ノ選舉ヲ行ヒ、引續イテ審査會ヲ開キマシテゴザイ
マス、同日ハ政府委員ノ説明ニ止メ、二十八日ニ再び開會ヲ致シマシテゴザイ
マス、此案ハ現行臺灣事業公債法第一條中ニ規定セラレテアル公債募集法定
額四千百萬圓ヲ七千三百五十萬圓ニ増加スル必要ガアツテ提出セラレタル簡
單ナ改正デアリマス、此公債ハ如何ナル必要ガアツテ増加スルモノデアルカ
ト云ヘバ、今般計畫ニ相成リマスル所ノ三事業、即チ水利事業、打狗築港及
臺東鐵道等ノ事業費ヲ支辨スルモノデアリマス、是ハ明治五十六年マデ十六
箇年間ノ繼續事業デアリマス、然ルニ現行法ニハ築港及鐵道事業ハ含ンデ居
ルナレドモ、水利事業ト云フモノハ含ンデ居リマセヌ、故ニ第五項ノ次ニ水

利事業ト云フ一項ヲ加ヘテ置クノデゴザイマス、委員會ニ於テハ種々質問ヲ

致シ、詳細ナル政府委員ノ説明ヲ聞き、慎重ニ審査ヲ盡シマシタル末、別ニ議論モ無ク満場一致ヲ以テ可決スルベキモノナリト議決イタシマシテゴザイマス、序デニ此案ハ誠ニ簡単ナルモノユエ別ニ御異議ハアルマイト思ヒマス、何卒讀會省略ヲ以テ直ニ可決セラレムコトヲ希望イタシマス

○伯爵吉井幸藏君 賛成

○伯爵大原重朝君 賛成

○石井省一郎君 賛成

○伯爵正親町實正君 賛成

○男爵安場末喜君 賛成

○子爵谷干城君 賛成

○男爵松平正直君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者多シ〕

○議長(公爵徳川家達君) 大村伯爵ノ讀會省略ノ動議ニハ定規ノ賛成者ガアツタト認メマス、讀會省略ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

マス、委員會ハ去ル二十一日正副委員長ノ選舉ヲ行ヒマシタ、追フテ去ル二十八日ニ委員會ヲ開キマシテゴザイマス、其節ニ政府委員ノ説明ヲ求メマシテ、又委員ヨリモノ質問ガゴザイマシタ、本案ノ理由ヲ簡單ニ申上グマス、陸諸費ト云フモノハ召集ニ應ズル者ガ旅費ヲ得ルガ爲ニ數里ノ旅行ヲナサシムルヲ要シ、往々ニ應召ノ時機ヲ誤ルコトガアルノデアリマス、又地方ノ官衙ノ事務ヲ繁多ナラシムル等ノ不便ガ少クナイモンデ此案ハ廢シテ、必要ナモノニ付イテハ市町村ニ又ハ之ニ準ズルモノニ一時ノ縁替支辨ヲナサシムル爲ニ本案ヲ提出ニナッタ理由デアル、委員ニ於テハ適當ナル案ト定メマシテ全會一致ヲ以テ可決イタシマシタ次第ゴザイマス、此段御報告ヲ致シマス、此案ハ極ク簡単ナ案デゴザイマスルカラ、成ルベクハ讀會ヲ省略セラレテ議決アラムコトヲ希望イタシマス

○子爵内田正學君 読會省略賛成

○子爵山口弘達君 賛成

○伯爵大原重朝君 賛成

○男爵金子有卿君 賛成

○伯爵萬里小路通房君 賛成

○男爵松平正直君 賛成

○子爵板倉勝達君 賛成

○伯爵柳原義光君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者多シ〕

○議長(公爵徳川家達君) 裏松子爵ノ讀會省略ノ動議ニハ定規ノ賛成者ガアツタト認メマス、裏松子爵ノ動議ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔子爵裏松良光君演壇ニ登ル〕

右特別委員長

子爵裏松良光

議ヲ提出イタシマス、昨日報告ニナリマシタ鐵道敷設法中改正法律案、是ハ承ハリマスレバ豫算ト關係ヲ持テ居リマスルガ故ニ、頗ル法律ノ方ノ決定ヲ急グト云フ事情ガアルサウデゴザイマス、此場合ニ於テ議事日程ヲ追加セラレマシテ、直ニ審議ニ掛ケルヤウニ致シタイト思ヒマス

○男爵中川興長君 贊成

○伯爵廣澤金次郎君 贊成

○男爵高木兼寛君 贊成

○子爵高野宗順君 贊成

〔其他「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長（公爵德川家達君） 田男爵ノ議事日程追加ノ動議ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 過半數ト認メマス、故ニ議事日程ハ追加サレマシタ

○議長（公爵德川家達君） 是ヨリ鐵道敷設法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長報告、田男爵

鐵道敷設法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十一年三月二日

右特別委員副委員長

男爵田 健治郎

〔男爵田健治郎君演壇ニ登ル〕

○男爵田健治郎君 唯今議題ニ上ボリマシタ鐵道敷設法中改正法律案ノ委員會ノ經過及結果ノ報告ニ付キマシテ、委員長島津伯爵ガ御缺席デゴザイマスルガ故ニ、私ヨリ御報告申上ゲマス、此委員會ハ二月二十九日及昨二日ノ兩回開會イタシマシテ、委員ノ質問、政府委員ノ説明等十分盡シマシタ上、審議ニ掛リマシテ其結果、一名ノ反對者ガゴザイマシタ外、大多數ヲ以テ可決

イタシタノデゴザイマス、其質問及政府委員ノ説明ノ極ク要領ヲ申上ゲマスルト云フ、詰リ此烏羽線、大分線ダケノ今度加ハル總工費ハ六百二十九萬圓餘ニ止マルノデゴザイマスルガ、而シテ是ガ六年ニ亘テ居ルノデ

山田ヨリ鳥羽ニ至ル鐵道デゴザイマス、是ハ在來豫定線以外ノ線デゴザイマスルノガ、私設鐵道ニ於テ既ニ敷設ノ許可ヲ得マシテ敷設中ノモノニアリマス、ソレガ此度買收ノ結果政府へ繼承スルコトニナリマシタ、ソレ故ニ更ニ豫定線ニ加ヘ、而シテ之ヲ又一期線ニ上ボセ、其工事ヲ繼承シヤウト云フノデアリマス、是ハ工費ノ總額ガ百四十五萬圓餘デゴザイマシテ、六箇年ノ繼續費ト云フコトデ、既ニ豫定線ニ載テ居リマスルノデアリマス、ソレカラ次ノ九州豫定線ノ中ノ宇佐ヨリ大分ニ至ル鐵道ト云フノハ、是ハ即チ九州ノ小倉ヨリ大分宮崎ヲ經テ鹿兒島ヘ參リマスル所ノ豫定線トシテ決マッテ居ル中ノ一部分デゴザイマシテ、其中、宇佐大分間ハ九州鐵道會社へ許可ヲ致シテ、既ニ著手中ノ線デアルノヲ、此度政府へ繼承シマシテ此工事ヲ繼續シヤウト云フ爲ニ、是ハ豫定線デアリマスルカラ、唯第一期線ニ加ヘヤウト云フ爲ニ出テ居リマス、而シテ此烏羽線ニ付イテハ、格別異々タ論モゴザイマセヌガ、此大分線ニ付キマシテハ、色ニ委員カラ質問ガゴザイマシテ、詰リ其質問ノ要旨ハ、即チ九州ノ東部分ヲ貫通スル所ノ幹線トモ申スベキ此豫定線ヲ、唯一小部分ノミ提出セラルノハ如何ナ次第デアルカ、若シ之ヲ全部分、敷設スルトスルナラバ、ドノ位ナ工費ヲ要シ、且ツドノ位ナ年限ヲ要スルカ、而シテ政府ハ之ヲ全線路敷設スルノ必要ハ認メヌノデアルカト云フヤウナル質問ガ大ニ起リマシテ、之ニ對シテ政府ノ説明ハ、若シ大分ヨリ宮崎ヲ經テ目下建築中ノ鹿兒島線ノ吉松ヘ聯絡スルトスルナラバ、此總工費凡ソ二千二百五十一萬圓ホドヲ要スル、而シテ其年限ハ十一箇年バカリ掛カル見込デアル、政府ハ無論此全線路ノ敷設ヲ必要ナリト認メテ居ルモノデアッテ、共ニ一期線ニ上ボスルコトハ極メテ希望スルコトデアルケレドモ、何分ニモ財政計畫上等ニ於テサウ一時ニ此鐵道バカリニ向ッテ全部分ノ要求ヲスルト云フコトハ仕兼ネルヤウナル事情カラシテ、今日ハ一小部分ニ止メタ次第デアル、將來ト雖モ成ルベク勉メテ財政ノ事情ノ許ス限リニ於テ速ニ他ノ全線路ヲ一期線ニ上ボスコトハ大ニ勉メタイ積デアル、ト云フヤウナル答辯デアリマシタ、ソレカラ此第九條ニ至リマシテ一億二百萬圓トアリマスルノヲ、一億千三百五十萬圓ト改正ニナリマシタ、即チ千百五十萬圓ガ加ハル次第デゴザイマスルガ、此加ハル理由モ段々尋ねモ致シマスルシ、此加ハル所ノ大體ノ計算ヲ申上ゲマスルト云フト、詰リ此烏羽線、大分線ダケノ今度加ハル總工費ハ六百二十九萬圓餘ニ止マルノデゴザイマスルガ、而シテ是ガ六年ニ亘テ居ルノデ

アリマスガ、此千百五十萬圓ヲ茲ニ加フル必要ト云フモノハ、是ハ全體ニ一
期線ノ建築費全部分ノ關係、而シテ其關係ハ四十年度ト四十一年度ノ財源ヲ
作ル爲ノ關係カラスウ改ムルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、其數字
ヲザツト申上ゲマスルト、一億二百萬圓ノ中、三十九年度マデニ七千六百四
十四萬圓ト云フモノハ公債募集濟ニナツテ居リマス、デ残ツタ二千五百五十
五萬圓餘ト云フモノガ四十年度ノ初メニ於テ公債ヲ募集シ得ル所ノ餘力デア
ツタノデアリマス、然ルニ二千五百五十五萬圓ニ對シテ四十一年度ニ要スル所
ノ公債額ハ千五百九萬圓餘デアル、ソレハ四十年度デアリマス、ソレカラ四
十一年度ニ於テ要スペキ高ハ二千百九十四萬圓餘デアリマス、デ合計三千七
百三萬圓餘ト云フモノガ、二箇年間ニ既定ノ年度割ヲ支出スル爲ノ公債財源
トシテアリマスノデアリマスガ、サウスルト其差引キ千百四十七萬圓ト云フ
モノガ不足スルノデアリマス、カラシテソレヲ千百五十萬圓ト切上ゲテ圓イ
數字ニシテ茲ニ組込ンダト云フ次第デアルノデアリマス、ソコデ此大體ノ經
過ハ左様ナ工合デアリマス、理由ハ：辯論審議ニ取掛リマシテ一人ノ反對
說ヲ申立テタ委員ガゴザイマシタ、其反對ノ理由ハ決シテ此鐵道ヲ不要トシ
テ反對スルト云フニアラズシテ、甚ダ不満足ナルガ故ニ反對スルト云フコト
デアッタノデアリマス、ソレハ此九州ノ東海岸ヲ貫クベキ所ノ豫定線ト云フ
モノハ、モウ今日ノ場合、即チ段々日本ノ鐵道モ普ク各地方ニ普及スルト云
フ場合ニ於テハ實ニ一日モ忽ニスペカラザル必要ナル線路ト認メテ居ル、然
ルニ其全部分ノ計畫ヲ立テラレズシテ僅カナル一小部分、即チ宇佐カラ大分
マデダケヲ此際加ヘラレルト云フコトハ實ニ意外至極ノコトデアル、彼ノ日
向國ハ森林ニ富ミ、鑛山ニ富ミ又開拓スベキ所ノ餘地、即チ遊ンデ居ル所ノ
土地ハ北海道ニモ比スベキヤウナ立派ナ土地非常ナ豐饒ノ場所ガ澤山ニア
ル、即チ此富源ノ豊カナルコトニ於テハ、全國各縣中ニモ先ヅ比類少イ程ノ
土地ナルニ拘ラズ今日一向開ケナイ、ソレハ何ノ爲カト云ヘバ畢竟、海ニ良
イ港ガ無ク、陸ニハ交通ノ機關ガ無イ、此交通不便ナル爲ノミニ原因シテ全
ク日向國ト云フモノガ開ケナイノデアル、然ルニ今日最早各縣共ニ殆ド鐵道
ノ行渡ラヌ所ハ無イ、日本中ヲ顧ミテ僅ニ宮崎縣高知縣ノ二縣ヨリ外ニ鐵道ガ
ノ敷カレヌ所ハ無イノデアル、其場合ニ於テ今此計畫ヲセラルニ當リ僅ニ
一小部分ニ止メラレタト云フコトハ實ニ遺憾ノ次第デアルカラ、是非トモ全
線路ヲ一期線ニ線上ゲテ、又大ニ讓歩シテモ、少クトモ彼ノ鹿兒島線中ノ吉

松ヨリ分岐シテ宮崎ニ至ルモノト云フモノハ政府委員ノ説明ニ依ルト云フト
極メテ、先ヅ敷設ガ比較的仕易イコトデアルト云フコトデアレバ、是等ハ是
非トモ一期線ニ繰入レラルベキモノデアル、先ヅ斯ノ如キドウモ不満足ナル
案ヲ提出セラルルノハ甚ダ遺憾デアルカラ已ムヲ得ズ反對スル、詰リ言ヘバ
更ニ完全ナル計畫ヲ立テテ協賛ヲ求メラレルヤウニシタイト云フ趣意ヲ以テ
反対スル、斯ウ云フ説デゴザイ、マシタ、是ハ誰モ贊成者ハゴザイマセヌデ倒レ
マシテゴザイマスガ、其贊成ナサレタ方ミノ論旨ヲチヨツト申上ゲマスルト、
其論旨ハ矢張リ反対論者ト同ジ理由ヲ以テ唯結果ガ違ヒマスルケレドモ、贊
成セラレマシタノデゴザイマス、詰リ實ニ今日ノ場合、宮崎縣ノ如キ富源ノ
富ンデ居ル土地ニ鐵道ノ計畫ガ立タスト云フコトハ殘念ノコトデアル、少ク
トモ吉松宮崎間クラヰハ此際ニ是非敷設スルト云フ所ノ計畫ヲ立テラレタイ
ノデアルガ、之ヲ反対論者ト同ジャウニ反対シタナラバ、總テ殘ラズ倒シテ
仕舞フ、詰リ角ヲ矯メテ牛ヲ殺スト云フ愚ニ陷ヰル譯デアルカラ已ムヲ得ズ
賛成スルガ、政府ハ必ズ怠ラズ此計畫ヲ續ケラレルデアラウ、又ソレヲ深ク
希望スル、斯ウ云フ趣意ヲ以テ贊成スルト云フ、大體贊成論者ノ多數ハサウ
云フ趣意デゴザイマシテ、即チ多數ヲ以テ可決スベキモノトナツタノデゴザ
イマス、此段御報告申上ゲマス、此案ハ今申上ゲマスルヤウニ豫算ト關係ヲ
有ツテ居リマシテ豫算委員ノ審査ノ期限モ迫ツテ居ル御模様デゴザイマスカ
ラ、ドウカ速ニ御決定ニナルヤウニ願ヒマス

○田中芳男君 委員長ニチヨット一些細ナ御尋ネデアリマスガ、唯今山田
ト鳥羽間ノ沿線ノコトハ何ノ質問モ無クテ通過シタト云フヤウニ承ハリマシ
タガ、本員ハ聊カ聞込ンダコトガゴザイマスカラ、ソレヲ御尋ネシタイノデ
アリマス、至ツテ些細ノコトデゴザイマスガ、アノ間ハ内宮ト外宮ノ間ヲ第
一ニシテ、ソレカラ鳥羽ノ方ヘ向フト云フコトニ承ツテ居ル、然ルト内宮ト
外宮ノ間ニハ近年立派ナ國道ガ出來ルコトニナツテ居ル、今既ニ著手中デア
ル、然ルニ其鐵道ガ内宮ノ方ヲ通ツテ行ケバ、肝腎ナ出來タ所ノ國道、即チ俗
ニ謂フ御成街道ト云ツテ、内宮サント外宮サンノ間ヲ貴顯ノ方ミガ御通リナ
サルコトガ出來ルヤウニ新規ニ出來ル所ノ道デアル、其道ヲ二箇所モ鐵道ガ
縫ツテ行クト云フコトデアル、タツタ五十町バカリノ間ヲ二箇所モ縫フト云フ
コトハ如何ニモ折角出來タ國道ニモ瑕ノ付クコトガアルデアラウ、ソレガナ
ゼ斯ウ云フ風ニナツタカト云ヒマスト、國道ノ方ハ内務省ノ所轄デアルカラ

内務省デハソコノ鐵道ノコトハ氣付カズニ設計通り許可シタノデ、又鐵道ノ方ハソンナ國道ノ付クコトハ知ラヌカラ、ソチラコチラ測量ヲシテ道ヲ付ケタ、斯ウ云フコトデ雙方知ラズジマヒデ、ソンナ不都合ニナッタラシイ併シ此節ノヤウニ内務大臣モ遞信大臣モ御一人デ御ヤリニナッテ居ルトソソンナ不都合ナコトハ無カツタデアラウガ、如何ニモ僅カ五十町バカリノ間ヲ縫フト云フコトハ折角出來タ國道ノ爲ニモ、鐵道ノ爲ニモ遺憾デアルト聞キマシタガ、或ハソンナコマコマシイコトハ委員長ノ御耳ニハ這入ッテ居マセヌカ、如何ト云フコトヲ承ハリタイ。

○男爵田健治郎君 御答ヘシマスガ唯今ノ如キ設計上ニマデ瓦リマシタ研究ハ委員會デハ致シマセナンダゴザイマスカラ、ソレヲ若シ御尋ネトアラバ

政府委員ヘ御尋ネヲ願ヒタウゴザイマス
○田中芳男君 唯今ノ御質問イタシタコトハ勿論些細ノコトゴザイマスカラシテ委員長ノ御答ヘノ無イノハ當然ノコトゴザイマスガ、幸ヒ政府委員ノ方モ御出デゴザイマスカラ其邊ノコトニ付イテ伺ヒタウゴザイマス

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仲小路廉君) 唯今御質問ニナリマシタコトハ既ニ政府ニ於テ

モ、ソレソレ調査ヲ盡シテ居リマス、丁度仰セノ如クニ此山田ヨリニ見ニ至リマス線ニ付キマシテハ一方ニ參宮鐵道ノ計畫モアリマス、片方ニ尙ホ二見ノ延長線ト云フ關係デ、曾テ參宮鐵道ニ於テソレソレ計畫イタシテ居リマス

譯デアリマス、併シ此線ニ付キマシテハ既ニ出來上ガツテ居リマスル電氣鐵道ニ關係ヲ及ボス譯ニ至ラヌノデアリマスカラ、更ニ政府ニ於キマシテハ、二見ヘ延長イタシマスル線ニ付キマシテ種々調査ヲ盡シマシテ變更ノ事柄モ既ニ參宮鐵道會社ニ命ジテ置キマシタヤウナコトデアリマス、愈々著手イタサセマスル際に於キマシテハ兩方ニ付イテ何ノ障碍モ起シマセヌ方法ヲ以チマシテ實行スル考デゴザイマス

○子爵曾我祐準君 唯今、政府委員ノ御答ヘハ少シ分リマセヌデヤツタガ、田中君ノ御問ハ僅ニ五十町バカリノ所ニ立派ナ國道ヲ二タ所モ鐵道ガ切ルノハ宜シクナカラウト云フノ御考デノ質問ノヤウデシタガ、其御答ヘハドウデゴザイマス、私ドモモ最モ聞キタイト思フ所ハソレデアリマスガ、ソレニ付イテハ何ノ御答ヘモ無イヤウデスカラチヨット：

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

請願

○政府委員(仲小路廉君) 曾我子爵ノ御問ニ御答ヘ致シマス、電氣鐵道ト此度延長ニナリマス鐵道トハ一ハ此關西鐵道、參宮鐵道ト連絡ヲ致シマシテ鳥羽ノ方に延長イタシマスル線路デアリマス、ソレカラ今一ツノ方ハ山田ヨリ外宮内宮ヲ通過シマシテ二見ニ至ル線、之ニ付キマシテハ既ニ參宮鐵道ニ於テモ今日マデ計畫イタシテ居リマスノガ、關西鐵道ト鳥羽ニ至ル連絡線デアリマス、此兩線ニ付キマシテハ、各々其用ヲ異ニ致シマスル目的ヲ有ツテ居リマス、其用途ノ點ニ付キマシテハ、ソレソレ方法ヲ盡シソレカラ一方ノ線デ濟ミマスル分ハ本鐵道一ツニ致シマスル考デアリマス、此趣意ヲ以チマシテ先刻申上ゲマシタ通リ參宮鐵道會社ノ方ニモ遞信省カラハ命令ヲ出シテ居リマス次第デアリマス、兩方ハ抵觸イタシマセヌ考デアリマス

○男爵田健治郎君 此唯今ノ法律案ハ別段ニ御異議モ無イヤウデアリマスカラ、ドウカ讀會ヲ省略シテ直ニ確定議ニサレムコトヲ希望スル動議ヲ出シマス

ス

○男爵小澤武雄君 贊成

○男爵西五辻文仲君 贊成

○男爵本多副元君 贊成

○子爵本莊壽亘君 贊成

○男爵中川興長君 贊成

○伯爵正親町實正君 贊成

〔其他賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵德川家達君) 田男爵ノ讀會省略ノ動議ニハ定規ノ贊成ガアツタト認メマス、讀會省略ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

多數

○議長(公爵德川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 本案、副委員長ノ報告通り御異存ゴザイマセヌカラ田中君ノ御問ハ僅ニ五十町バカリノ所ニ立派ナ國道ヲ二タ所モ鐵道ガ切ルノハ宜シクナカラウト云フノ御考デノ質問ノヤウデシタガ、其御答ヘハドウデゴザイマス、私ドモモ最モ聞キタイト思フ所ハソレデアリマスガ、ソレニ付イテハ何ノ御答ヘモ無イヤウデスカラチヨット：

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十九ニ移リマス、鐵道敷設法中改正ノイテハ何ノ御答ヘモ無イヤウデスカラチヨット：

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣
フ〕

意見書案

鐵道敷設法中改正ノ件

山形縣最上郡新庄町長大塚繁之輔外五名呈出

右ノ請願ハ鐵道敷設法第二條中奥羽線ノ部第一項及第二項ノ規定ハ船形ヲ
以テ奥羽本線ト石ノ巻酒田線トノ交叉點ト爲スモノノ如シト雖船形ハ船形
川ノ南岸ニ在リテ山勢河流ヲ壓シ地域狹隘ニシテ實際諸般ノ設備ヲ爲スニ
適セス然ルニ交叉點ヲ變更シテ新庄停車場トナストキハ雷ニ地域ノ廣闊ナ
ルコトヲ得ルノミナラス工事費ノ減少ヲ見ルヘキヲ以テ第一項「本線ヨリ
分歧シテ」トアルヲ「新庄ヨリ分歧シテ」ニ第二項「船形ニ至ル鐵道」トア
ルヲ「新庄ニ至ル鐵道」ト改正セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ
大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付
候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

意見書案

長崎地方裁判所平戸支部裁判事務復舊ノ件

長崎縣北松浦郡平戸町銀行取締役北原常三郎外三十五名呈出
右ノ請願ハ長崎地方裁判所平戸支部ハ明治三十六年裁判事務ノ取扱ヲ停止
セラレタルモ同管内ハ訴訟事件毎ニ多ク且長崎トノ交通不便ヲ極ムルニ因
リ費用ノ多額ニ上ルヲ恐レテ權利ノ伸張又ハ人事ノ事件ヲ等閑ニ附スル者
尠カラナルハ公益上甚憂フヘキコトナルノミナラス支部存置ノ費用ノ如キ
少額ヲ以テ足ルカ故ニ速ニ同支部ノ裁判事務取扱ヲ復舊セラレタシトノ旨
趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿
内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

郵便局再設ノ件

岡山縣勝田郡北和氣村平民鑛業矢吹正誠外十名呈出
右ノ請願ハ請願人等ノ居村岡山縣勝田郡南和氣北和氣ノ兩村ハ明治十九年
四月同郡行信郵便局ノ廢止セラレタル以來三里乃至五里ヲ隔ツル勝間田郵
便局ヨリ集配ヲ受クルヲ以テ郵便物ノ遲著ヲ免レス且同地ハ苦田郡小中原
ヨリ和氣郡和氣驛及上道郡西大寺港ニ達スル縣道ニ沿ヒ又中國鐵道弓削驛
ヨリ英田郡倉敷町ニ達スル里道ハ殆ムト竣成シ交通日ニ頻繁ヲ加フルノミ

煙草葉數查定廢止ノ件

茨城縣久慈郡山田村農佐藤豐次外百九名呈出

右ノ請願ハ煙草葉數ノ查定ハ煙草專賣法實施以來ノ經驗ニ徵スルニ其ノ手
續煩雜ニシテ適當ノ時期ニ於テ精確且迅速ニ之ヲ了セムハ官民ノ共ニ困難

トスルトコロニシテ爲ニ多大ノ勞力ト經費トヲ徒消スルノミナラス往往時
期ヲ誤リテ收穫ニ尠カラサル損害ヲ受クルコトアルヲ以テ之ヲ量目査定ノ
方法ニ改メテ本法實施ノ主旨ニ適ハムコトヲ期セラレタシトノ旨趣ニシテ
貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ
依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

長崎地方裁判所平戸支部裁判事務復舊ノ件

長崎縣北松浦郡平戸町銀行取締役北原常三郎外三十五名呈出
右ノ請願ハ長崎地方裁判所平戸支部ハ明治三十六年裁判事務ノ取扱ヲ停止
セラレタルモ同管内ハ訴訟事件毎ニ多ク且長崎トノ交通不便ヲ極ムルニ因
リ費用ノ多額ニ上ルヲ恐レテ權利ノ伸張又ハ人事ノ事件ヲ等閑ニ附スル者
専カラナルハ公益上甚憂フヘキコトナルノミナラス支部存置ノ費用ノ如キ
少額ヲ以テ足ルカ故ニ速ニ同支部ノ裁判事務取扱ヲ復舊セラレタシトノ旨
趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿
内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

郵便局再設ノ件

岡山縣勝田郡北和氣村平民鑛業矢吹正誠外十名呈出

右ノ請願ハ請願人等ノ居村岡山縣勝田郡南和氣北和氣ノ兩村ハ明治十九年
四月同郡行信郵便局ノ廢止セラレタル以來三里乃至五里ヲ隔ツル勝間田郵
便局ヨリ集配ヲ受クルヲ以テ郵便物ノ遲著ヲ免レス且同地ハ苦田郡小中原
ヨリ和氣郡和氣驛及上道郡西大寺港ニ達スル縣道ニ沿ヒ又中國鐵道弓削驛
ヨリ英田郡倉敷町ニ達スル里道ハ殆ムト竣成シ交通日ニ頻繁ヲ加フルノミ

ナラス鑛物ノ產出多キヲ以テ取引信書ノ往復尠カラス郵便局設置ノ必要ヲ認ムルニ依リ行信郵便局ヲ再設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

電信事務開設ノ件

島根縣邑智郡矢上村平民農奧野作太郎外十九名呈出

右ノ請願ハ島根縣邑智郡矢上中野日貫及日和四箇村ノ電信事務ハ市本郵便局ノ取扱ニ屬スルモ此等ノ地方ヨリ同郵便局ニ通スル道路ハ嶮峻遠隔ナルノミナラス冬季積雪ノ爲交通往往杜絶スルコトアリ又同郡井原村及中野村ノ一部ハ出羽郵便局ノ取扱ニ屬スルモ行程三里ニ餘リ不便甚シ然ルニ矢上村ハ此等各村ニ對シ便利ノ位置ニ在ルノミナラス郡内ノ大村ニシテ諸種ノ事業勃興シテ人貨ノ集散夥シク電信ニ依リテ用務ヲ辨スルコト多キヲ以テ以上ノ諸村及田所村ノ一部ヲ併セテ一集配區ト爲シ矢上郵便局ニ電信事務ノ取扱ヲ開始セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

畑地地租特免ノ件

茨城縣北相馬郡布川町長白井春五郎呈出

右ノ請願ハ茨城縣北相馬郡布川町ハ明治三十九年ヨリ翌明治四十年ニ亘リテ災害ニ遇ヒ麥大豆蔬菜桑葉等ニ至ル迄甚シク其ノ收穫ヲ減シ町民舉テ窮乏ニ陥リ啻ニ義務教育年限延長ニ關スル施設ノ如キ之ヲ完フスルコト能ハ

サルノミナラス同町ノ自治行政上重大ナル支障ヲ生スルノ虞アルヲ以テ明

治四十年八月水害ノ當時收穫皆無トナリシ畠地ニ對シ特ニ地租ヲ免除セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

富山賣藥同業組合組長中田清兵衛呈出

右ノ請願ハ賣藥ニ印紙稅ヲ課スルハ徒ニ検査手續ヲ煩雜ナラシメ徵稅費ヲ増加シ及斯業ノ萎靡不振ヲ來スモノナルヲ以テ印紙稅ヲ廢シ既ニ免稅トナレル輸出賣藥以外ノ賣藥ニ對シ其ノ賣上高ニ依リ現行印紙稅額ノ範圍ニ於テ課稅セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

越羽海岸鐵道酒田新庄間鐵道速成ノ件

山形縣飽海郡南平田村平民農小野寺順太外三十一名呈出

右ノ請願ハ新發田秋田間ノ越羽海岸鐵道並新庄酒田間ノ鐵道ノ敷設ハ地方交通ノ缺陷ヲ補ヒ產業及人文ノ進歩ヲ促スノミナラス権太其ノ他露領沿海洲ニ對スル關係ヲ近接セシムル要路ニ當リ戰後經營上一日モ緩フスヘカラサルヲ以テ之ヲ速成セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

意見書案

鐵道速成ノ件

宮崎縣宮崎郡宮崎町士族銀行員堤長發外六名呈出

右ノ請願ハ鐵道敷設法第二條ノ豫定線ニ屬スル大分縣大分ヨリ宮崎縣宮崎
ヲ經テ鹿兒島縣吉松ニ至ル鐵道ハ九州西南部ヲ聯絡シ中央各都會ニ通スル
樞要ノ線路ニシテ地方ノ福利ヲ增進セシメ國家經濟ヲ裨益スルコト多大ニ
シテ戰後經營上一日モ緩フスヘカラサルヲ以テ之ヲ第一期線ニ線上ケ明治
四十一年度ヨリ起工セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇
スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

酒造稅法改正ニ關スル件
意見書案

群馬縣碓氷郡松井田町碓氷郡酒造組合長村山山初太郎外七名呈出
右ノ請願ハ酒造稅率ノ增加ハ假令財政計畫上已ムヲ得サルモノトスルモ由
リテ來ルヘキ酒造業ノ衰頽ヲ救濟スル爲酒造稅法ヲ改正シテ納稅期三月ヲ

五月ニ繰下ヶ及火入貯藏減トシテ清酒百分ノ五ヲ控除シ之ニ對スル稅金ヲ
免除セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

意見書案

新潟縣高田區裁判所出張所新設ノ件

新潟縣中頸城郡新井町長金子齊一郎呈出

右ノ請願ハ新潟縣中頸城郡高田區裁判所除戸出張所ハ其ノ管轄區域ノ南隅
ニ偏在シテ多數人民ノ不便ヲ感スルコト尠カラス殊ニ降雪ノ候ニ在リテハ
其ノ不便一層甚シキヲ加フルヲ以テ更ニ商業ノ中心地ニシテ且登記事件ノ

頻繁ナル新井町ニ同出張所ヲ新設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意
ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送
付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

愛知縣八名郡山吉田村長内藤才治郎呈出
登錄稅法中一部除外ノ件
意見書案

右ノ請願ハ町村一部ノ所有財産タル山林原野ヲ町村有財產ニ寄附セシメ以
テ町村ノ基礎ヲ鞏固ニスルコトヲ獎勵セラルモ所有權ノ移轉ヲ登記スル
ニハ贈與トシテ登記料ヲ納メサルヘカラス隨テ或ハ寧ロ寄附ニ代フルニ金
員ヲ醵集シ之ヲ貯蓄スルニ若カストシ或ハ登記料ノ支出ニ差支フルヨリ寄
附ヲ中止スルモノアリ結局獎勵ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ不動產
登記法ヲ改メ此ノ種ノモノニ限り登記料免除ノ除外例ヲ設ケラレタシトノ
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治四十一年月日

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

○議長(公爵徳川家達君) 總テ請願委員長ノ報告通リテ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認マス、是デ本日ノ議事ハ終リマ
シタ、御委託ニ相成リマシタ特別委員ノ氏名ヲ書記官長ヲシテ朗讀イタサセ
マス

〔太田書記官長朗讀〕

北海道國有未開地處分法改正法律案特別委員

侯爵大炊御門幾麿君 伯爵柳澤保惠君 子爵曾我祐準君
子爵大田原一清君 男爵北垣國道君 男爵園田安賢君
谷森眞男君 湯地定基君 谷井勘藏君

軍人恩給法中改正法律案特別委員

伯爵吉井 幸藏君 伯爵川村 鐵太郎君 子爵實吉 安純君
男爵赤松 則良君 男爵川口 武定君 男爵諫早 家崇君

田島 竹之助君 清瀬 善三君 辰巳 楠太郎君
沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル法律案外四件特別委員

別委員

伯爵正親町 實正君 伯爵柳原 義光君 子爵牧野 忠篤君
男爵松平 正直君 男爵小澤 武雄君 小松原英太郎君
江木 千之君 男爵目賀田種太郎君 男爵高崎 安彥君
男爵吉川 重吉君 男爵青山 元君 千坂 高雅君
古市 公威君 柴田 家門君 大谷 嘉兵衛君
木村 誓太郎君 鎌田 榮吉君 宮崎喜久太郎君
○議長(公爵徳川家達君) 次ノ議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日ハ是デ散會ヲ致シマス

午前十一時三十分散會